

6 財政指標等

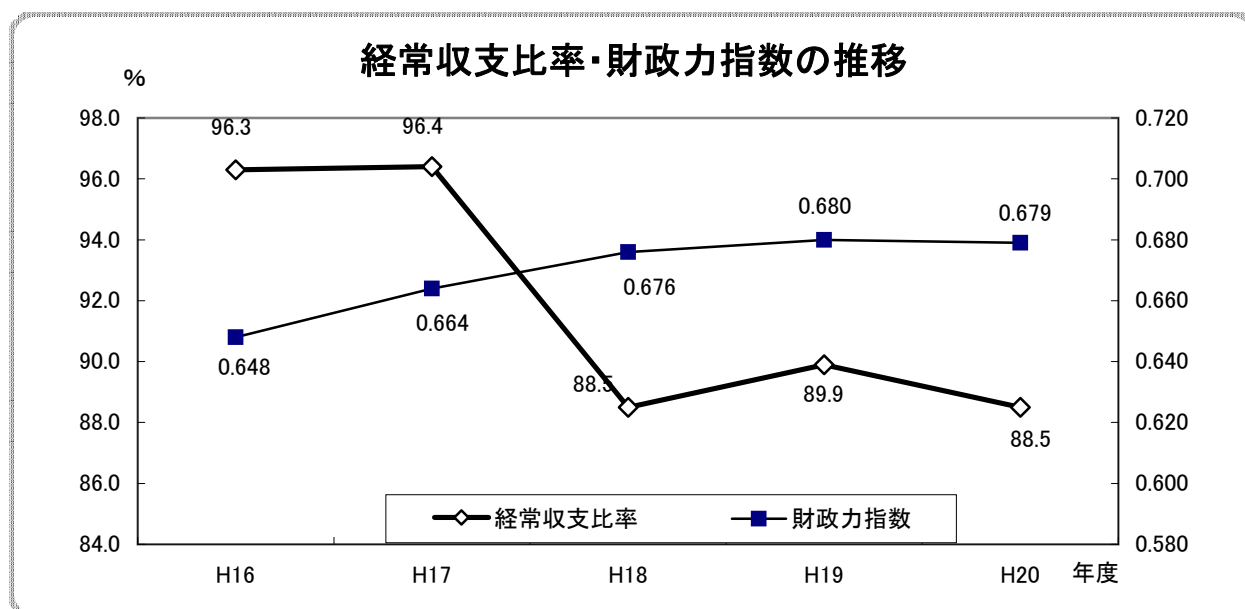
(1) 経常収支比率・財政力指数

経常収支比率については、平成16・17年度の両年度に行った起債の一括償還による硬直化傾向から回復を見せ、平成20年度には経常一般財源である町税、地方交付税が増加したため1.4ポイントの減となりました。また、財政力指数についても、平成14年度以降改善傾向を示しています。今後、少子高齢社会に対応した施策展開による扶助費や物件費、建設から10年以上経過する施設の維持修繕経費などの増加が予測されるため、各指標を注視しながら、より一層の行財政改革を推進し、経常経費の抑制に努めます。

経常収支比率・財政力指数一覧表

(単位：%)

区分	H16	H17	H18	H19	H20
経常収支比率	96.3	96.4	88.5	89.9	88.5
(類似団体)	87.1	87.0	89.0	89.5	—
財政力指数	0.648	0.664	0.676	0.680	0.679
(類似団体)	0.66	0.70	0.66	0.7	—



●●用語解説●●

《経常収支比率》 経常一般財源の総額に占める※経常経費に充当する一般財源の額によって示されるもので、団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われます。この比率は一般的に町村にあっては70パーセント程度が妥当と考えられ、これが75パーセントを超えるとその団体は弾力性を失いつつあると考えられるため、経常経費の抑制に留意しなければなりません。

※経常経費・・・毎年度連続して経常的に支出する経費のことです。具体的には人件費、物件費、維持補修費、扶助費、公債費（臨時的性格の強いものを除く）等です。

《財政力指数》 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需用額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値を言います。この指数が1に近く、あるいは1を超える団体ほど留保財源が大きいことになり財源に余裕があるとされています。

《類似団体》 市町村を人口と産業構造の2要素で分類し、財政指標の平均値を計る尺度として用いられます。

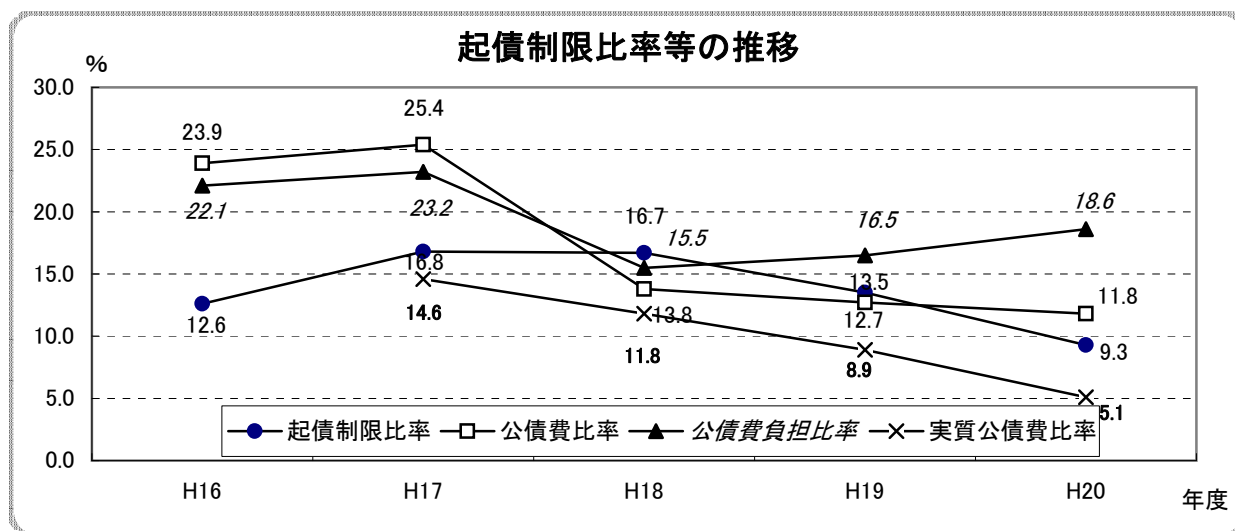
(2) 起債制限比率、公債費比率、公債費負担比率、実質公債費比率

起債制限比率、公債費比率、実質公債費比率については、公債費の減（繰上償還を含まないため）により改善傾向にあります。公債費負担比率については、分子となる公債費が繰上償還により増加したことから2.1ポイントの増となりました。また、平成17年度から新たな指標として示された実質公債費比率も8.9パーセントから5.1パーセントに改善しました。

起債制限比率・公債費比率・公債費負担比率・実質公債費比率一覧表 (単位：%)

区分	H16	H17	H18	H19	H20
起債制限比率	12.6	16.8	16.7	13.5	9.3
(類似団体)	7.6	8.2	9.6	—	—
公債費比率	23.9	25.4	13.8	12.7	11.8
(類似団体)	13.0	12.8	13.7	12.8	—
公債費負担比率	22.1	23.2	15.5	16.5	18.6
(類似団体)	13.6	13.5	14.8	15.3	—
実質公債費比率		14.6	11.8	8.9	5.1
(類似団体)		11.8	13.7	12.1	—

※H20指標は見込み。



●●用語解説●●

《起債制限比率》 地方債の償還額と標準財政規模との割合を示すもので、ともに普通交付税として基準財政需要額に算入された公債費を除きます。この比率は、当該団体の財政を圧迫する団体については地方債の許可を抑制するための指標として用いられ、20パーセントを超えると地方債の許可が制限されます。

《公債費比率》公債費の標準財政規模に占める割合を示すもので、地方債における後年度の財政負担をみるための比率です。通常財政構造の健全性がおびやかされないためには、10パーセントを超さないことが望ましいとされています。

《公債費負担比率》 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、その率が高いほど財政運営が硬直化していることを示します。一般的には、財政運営上15パーセントが警戒ライン、20パーセントが危険ラインとされています。

《実質公債費比率》公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費における一般財源の額が標準財政規模に占める割合をしめすものです。この比率が、18パーセント以上の団体については、引き続き地方債の発行に許可が必要とされています。また、25パーセント以上の団体については、実質公債費比率の区分に応じて、起債の制限を受けます。平成19年度決算から算出する上で公債費における一般財源額から都市計画税を控除することとなっています。